

酒田市文化芸術推進計画（仮称）

第5回検討委員会

日時：平成30年1月13日（土）午後4時

会場：希望ホール小ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

酒田市教育委員会教育長 村 上 幸 太 郎

3 アドバイザー挨拶

帝塚山大学名誉教授 中 川 幾 郎 先生

4 協 議

（1）文化芸術基本条例案について

（2）文化芸術推進計画（案）について

①計画のテーマ

②計画の期間について

③推進体制について

（3）その他

5 その他

（1）今後のスケジュールについて

- 1月11日～2月1日 パブリックコメント
- 2月15日 教育委員会で議決（計画）
- 3月 3月議会で議決（条例）
3月議会で報告（計画）

（2）その他

議決後、条例及び計画を送付予定。

6 閉会

酒田市文化芸術基本条例の骨子案

□条例の構成

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第3条 (基本理念)

第4条 (市の責務)

第5条 (市民等の役割)

第6条 (文化芸術団体の役割)

第7条 (学校の役割)

第8条 (事業者の役割)

第2章 文化芸術推進計画

第9条 (推進計画)

第3章 文化芸術の推進に関する基本的な施策

第10条 (市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第11条 (子ども、若者の文化芸術活動の充実)

第12条 (高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実)

第13条 (人材の育成等の充実)

第14条 (文化芸術による国内外交流の推進)

第15条 (文化財等の地域資源の活用)

第16条 (文化施設の充実と活用)

第17条 (情報の収集及び発信)

第18条 (その他の分野における施策との連携の促進等)

第19条 (財政上の措置)

第4章 酒田市文化芸術推進審議会

第20条 (審議会)

1 前文

文化芸術を活かした本市のまちづくりの基礎となる条例であることから、「前文」を設け文化芸術が必要とされる背景や条例が目指す方向と決意について述べたものです。

- 文化芸術は、市民生活に安らぎと潤いをもたらし、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、活力に満ちた地域社会の実現にとって重要な役割を持つ。
- 酒田の進取の気風と多様性に対応した柔軟性ある風土は、先人により酒田特有の文化として創造され今に伝えられている。
- 将来にわたり市民が心豊かに暮らし、酒田市が活力に満ちた街として成長し続けるには、多様な交流により独自の文化を発展させてきた歴史を持つ酒田の強みを発揮し、これまで培われてきた文化を未来へと引き継ぐとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、新たな酒田の文化を創造し発展させていくことが求められている。
- 文化芸術活動を行う市民の自主性を尊重し、誰もが文化芸術を享受し創造できる環境を整えるとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携をするよう包括的に施策を推進しなければならない。

2 条例の目的

この条例が目指す「目的」を定めています。

- 文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割等を明らかにし、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、心豊かな市民生活の実現と誇りの持てる酒田らしさの創造に寄与することを目的としています。

3 基本理念

文化芸術に関する施策の推進に当たっての基本的な考え方について「基本理念」として定めています。

- 文化芸術活動を行うことが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならないこと。
- 市民等の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性が尊重され、市民による文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならないこと。
- 市、市民等、文化芸術団体、学校、事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないこと。
- 文化財や本市の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化を大切にし、発展させていくとともに、特色を生かした魅力ある新たな文化芸術の創造が図られなければならないこと。

4 市の責務

市が果たすべき役割について「市の責務」として定めています。

- 基本理念に沿った施策を総合的かつ計画的に策定し、実施すること。
- 必要な体制の整備を講ずるよう努めること。

5 市民等の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、市民の役割を定めています。

- 市民は、自主的かつ主体的に文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、尊重し、相互に交流を深めるよう努めること。

6 文化芸術団体の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、市民の役割を定めています。

- 文化芸術団体は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実に努めること。
- 文化芸術の継承、発展及び創造、文化芸術活動を担う人材の育成に積極的な役割を果たすよう努めること。

7 学校の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、学校の役割を定めています。

- 学校は、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育を通じて、青少年の感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにするように努めること。

8 事業者の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、事業者の役割を定めています。

- 事業者は、文化芸術についての関心と理解を深め、市民等の文化芸術活動に参加し、協力する役割を果たすよう努めること。

9 推進計画

文化芸術に関する施策の推進を図るための計画を定めるものです。

- 文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策の推進計画を策定すること。
- 推進計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項やその他必要な事項について定めること。
- 推進計画を定めるに当たっては、市民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じること。
- 推進計画を定めたときは、これを公表すること。
- 推進計画を変更する場合についても準用すること。

10 文化芸術に関する基本的な施策

基本理念や市の責務を踏まえて、市が推進していく施策の方向性について定めています。

- 市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実
 - ・市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、創造する機会の充実を図るため、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 子ども、若者の文化芸術活動の充実
 - ・酒田市の将来を担う子ども、若者たちに多様な優れた文化芸術に親しむ機会の提供や、子ども、若者による文化芸術活動への支援等に努めること。
- 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実
 - ・高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 人材の育成等の充実
 - ・若手の専門職員等の能力を高めるための研修や能力発揮の機会の確保、活躍の場の提供、様々な異なる分野と文化芸術が連携できるように、事業を企画、調整、実施する専門人材の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 文化芸術による国内外交流の推進
 - ・国内外地域との文化芸術交流を積極的に推進するため、必要な施策を講ずるよう努めること。
- 文化財等の地域資源の活用
 - ・文化財等の地域資源の保存、活用、景観の保全、創出、伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 文化施設の充実と活用
 - ・文化施設の目的及び使命を明確にし、文化芸術活動に対応する施設の整備及び施設相互の連携等必要な施策を講ずるよう努めること。
- 情報の収集及び発信
 - ・文化芸術に関する情報の正確で迅速な収集、発信、戦略的な文化芸術に関する情報の広報について必要な施策を講ずるよう努めること。
- その他の分野における施策との連携の促進等
 - ・観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、生涯学習、産業その他の多様な分野における施策との連携促進、ネットワークづくりその他の必要な施策を講ずるよう努めること。

11 財政上の措置

市の責務を果たすために必要な財政上の措置を行うことを定めています。

- 必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

12 審議会

本条例に基づいて策定する推進計画の達成度や効果についての点検、調査、審議を行う審議会を設置することを定めています。

- 文化芸術に関する施策の推進を図るため、酒田市文化芸術推進審議会を置くこと。
- 審議会は、教育委員会の諮問に応じて審議すること。
- 審議会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱し任命すること。
- 任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定めること。

酒田市文化芸術基本条例案

文化芸術は、市民生活に安らぎと潤いをもたらし、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、魅力ある活力に満ちた地域社会の実現にとって重要な役割を持っている。

酒田は、秀峰鳥海山を背景に日本海に注ぐ最上川と庄内平野に生まれた古くから開けた湊町である。

近代海運の幕開けを告げる西廻航路の整備により、北前船の往来による様々な地域との交流が湊町酒田の繁栄の基盤となり、進取の気風と多様性に対応した柔軟性ある風土を生み、酒田特有の文化として創造され今に伝えられている。

人口減少社会が到来した今、将来にわたり市民が心豊かに暮らし、酒田市が活力に満ちた街として成長し続けるには、多様な交流により独自の文化を発展させてきた歴史を持つ酒田の強みを発揮し、これまで培われてきた文化を未来へと引き継ぐとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、新たな酒田の文化を創造し発展させていくことが求められている。

そのためには、文化芸術活動を行う市民の自主性を尊重し、誰もが文化芸術を享受し創造できる環境を整えるとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携をするよう包括的に施策を推進しなければならない。

ここに、本市の文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現及び市民が将来にわたり誇りの持てる酒田らしさの創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 芸術、芸能、生活文化等の文化芸術基本法(平成29年法律第73号。以下「法」という。)が対象とするもののほか、市民が主体的に行う創造的な行動をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承する活動をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内で文化芸術

活動を行う者をいう。

(4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設であって、市内に所在するものをいう。

(5) 文化芸術団体 文化芸術活動を行う法人その他の団体をいう。

(6) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うことが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性が尊重され、市民による文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市、市民等、文化芸術団体、学校、事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化財や本市の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化（以下「伝統文化」という。）を大切にし、発展させていくとともに、特色を生かした魅力ある新たな文化芸術の創造が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、文化芸術に関する施策の推進のため、必要な体制の整備を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ主体的に文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、及び尊重し、並びに相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造並びに文化芸術活動を担う人材の育成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育を通じて、青少年の感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにするように努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、文化芸術についての関心と理解を深め、市民等の文化芸術活動に参加し、及び協力する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化芸術推進計画

(推進計画)

第9条 市は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策の推進計画（以下「文化芸術推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 文化芸術推進計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市は、文化芸術推進計画を定めるに当たっては、市民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、文化芸術推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化芸術推進計画を変更する場合について準用する。

第3章 文化芸術に関する基本的な施策

(市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第10条 市は、広く市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども、若者の文化芸術活動の充実)

第11条 市は、次代を担う子ども及び若者が行う文化芸術活動の充実を図るため、多様な優れた文化芸術に親しむ機会の提供や、子ども、若者による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実)

第12条 市は、高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等の充実)

第13条 市は、将来にわたり市民等の文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成並びに市民等と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術による国内外交流の推進)

第14条 市は、文化芸術が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことに鑑み、国内外地域との文化芸術交流を積極的に推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化財等の地域資源の活用)

第15条 市は、市民等が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現を図るため、文化財等の地域資源の保存及び活用、景観の保全及び創出並びに伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実と活用)

第16条 市は、地域課題に向き合い、活力ある地域社会の実現に寄与するため、それぞれの文化施設の目的及び使命を明確にし、文化芸術活動に対応する施設の整備及び施設相互の連携等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び発信)

第17条 市は、市民等の文化芸術活動及び文化芸術を通じた交流を促進するため、文化芸術に関する情報の正確で迅速な収集及び発信をするとともに、より戦略的な文化芸術に関する情報の広報について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(その他の分野における施策との連携の促進等)

第18条 市は、自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現と誇りのもてる酒田らしさを創造するため、文化芸術に関する施策と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、生涯学習、産業その他の多様な分野における施策との連携促進及びネットワークづくりその他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、文化芸術に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 酒田市文化芸術推進審議会

(審議会)

第20条 本市における文化芸術に関する施策の推進を図るため、法第37条の規定に基づき酒田市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 文化芸術推進計画の変更に関すること。
- (2) 文化芸術推進計画の目標の達成度、効果に関すること。
- (3) その他文化芸術に関する施策の推進に係る重要事項に関すること。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術団体を代表する者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 市内に居住する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

- 5 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

酒田市文化芸術推進計画（仮称）案概要

1 策定にあたって

酒田市文化芸術推進計画は、酒田市総合計画、酒田市教育振興基本計画後期計画を推進していくための個別計画の一つとして位置づけ、今後の酒田市における文化芸術に関する施策の方向性を示し、戦略的かつ継続性ある取組を行い、限られた財源を有効に効率的に使うために策定するものである。

【計画のテーマ】

多様な交流が織りなす湊町文化の創造

多様な交流の中で、文化芸術による人づくり・まちづくりを推進し、複雑化する社会の課題解決に向けて取り組んでいくためのテーマ。

【推進計画の期間】 平成30年度から平成39年度までの10年間

【文化芸術の領域】 文化芸術基本法における芸術、芸能、生活文化、文化財等のほか、住民が主体的に行う創造的な活動。

2 文化芸術の現状と課題

- (1) 文化芸術を取り巻く社会的背景
 - ①文化芸術基本法（平成29年6月改正）
文化芸術推進を国の政策の根幹に据え「文化芸術立国」を目指す法律。
 - ②劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月）
劇場等の活性化を図ることで、活力ある地域社会の実現などを旨とする法律。
 - ③文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針平成27年6月）
文化芸術の振興に関する総合的な推進を図るため政府が策定。
 - ④2020年東京オリンピックバタフライピック競技大会の開催
- (2) 酒田市における文化芸術の現状
 - ①豊かな文化資源
歴史によって育まれた地域資源、土門拳記念館、本間美術館等の文化施設、民俗芸能などがある。
 - ②文化芸術活動
市民による芸術祭、希望ホール自主事業等の開催、市民文化団体等による活動が活発に行われている。
 - ③文化的環境
美術館や希望ホール等の文化施設や酒田市総合文化センター等の社会教育施設などが整備されている。
- (3) 酒田市における文化芸術の課題
 - ①文化芸術活動のしやすさの向上
 - ②鑑賞機会の充実
 - ③子どもたちの文化芸術に触れる機会の充実
 - ④酒田市の文化資源に対する誇りの醸成
 - ⑤2020年東京オリンピックバタフライピック競技大会に向けた文化プログラム展開
 - ⑥後継者（次世代）育成

3 酒田市の文化芸術に関する施策推進の理念

(1) 文化芸術基本条例の目的と基本理念

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進することにより、自由で多様性を認める心豊かな市民生活及び市民が将来にわたり誇りを持てる酒田らしさの創造に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うことが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性が尊重され、市民による文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市、市民等、文化芸術団体、学校、事業者がそれぞれ役割を担い、互いに連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化財や本市の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化（以下「伝統文化」という。）を大切にし、発展させていくとともに、特色を生かした魅力ある新たな文化芸術の創造が図られなければならない。

4 計画の方向性

(1) 基本目標と基本的施策

①基本目標

●市民文化政策（人づくり）

「自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現」

文化芸術に関する施策の推進は、これまで蓄積されてきた文化芸術を引き継ぐことはもとより、未来への投資として、次代を担う子どもたちの豊かな心と創造性を育むとともに、市民の生活に安らぎと潤いをもたらす、活力に満ちた地域社会を実現するものでなければならない。また、子ども、若者、高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひろく社会的基盤となり得るものであると考える。

●都市文化政策（まちづくり）

「誇りをもてる酒田らしさの創造」

既存の地域文化と他地域の文化との融合の中で、新しい文化を創造し発展してきた歴史を持つ酒田市の土壌は、多面的な文化交流の中で新しい文化を生む可能性を秘めており、都市の魅力・品格となつて、本市の発展に大きく寄与するものと考えられる。

酒田市文化芸術推進計画（仮称）案概要

②基本的施策

基本目標の実現に向け、20の基本的施策を設定し、複合的に推進することで、第2章第2節に挙げた6項目の課題克服を目指す。

- 1 **文化芸術活動を行う環境の整備**
文化施設の適切な施設整備を行い、活動の場の提供に努める。
- 2 **誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備**
高齢者、障がい者、若者、子ども等すべての市民等が気軽に参加できる体験型ワークショップの開催、学校等へのアウトリーチの充実など、文化芸術活動に触れる機会の提供に努める。
- 3 **学校教育における文化芸術活動の充実**
アウトリーチやワークショップ等、文化芸術に触れる機会の充実に努める。
- 4 **将来の文化芸術の担い手の育成**
子どもが文化芸術に触れる機会の提供に努め、次世代の育成に努める。
- 5 **文化芸術活動を支える人材の育成**
舞台に関わる人材、学芸員等の専門職の育成並びに事業をコーディネートし、企画運営できる人材の育成に努める。
- 6 **市民との協働・共創による事業展開**
市民と行政が対等な関係性を保ちながら、協力・連携しながら適切な役割分担のもとに市民と協働・共創する。
- 7 **地域コミュニティとの施策の連携による文化的環境づくり**
地域の文化芸術活動の体験、発表、交流機会の充実に努める。
- 8 **文化芸術による国際交流**
訪日外国人を視野に入れたイベント開催等の支援に努める。
- 9 **専門性の高い文化の仕掛け人の配置**
地域資源を活かし、新しい可能性を創出できる専門性の高いコーディネーターを配置し、より効果的な展開を目指す。
- 10 **文化芸術による社会包摂**
子ども、若者、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる市民に対し、社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を活かした事業展開に努める。
- 11 **文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化**
社会教育、生涯学習との連携を図りながら、多様な講座の開催に努める。
- 12 **多様な分野との連携及びネットワーク**
文化芸術の特性を最大限に活用するため、教育、福祉、観光、産業等、他分野と連携しながら事業展開を行うとともに、新たなネットワークの構築に努める。
- 13 **文化財等の地域資源の活用**
文化財の保存継承にも配慮しながら、文化財の有効活用を図るとともに情報発信を行う。

14 酒田らしいまちの景観の保全と魅力の創出

酒田の歴史を活かした「酒田らしいまち」の景観の保全、酒田の魅力の創出に努める。

15 文化施設の活用

市民に対し、新しい価値観の創出に繋がる文化施設の活用や事業提案に努める。

16 伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信

伝統的な酒田の食文化に関する事業展開並びに文化芸術の視点を取り入れた創造的な食文化に関する情報発信に努める。

17 観光との連携

地域資源や歴史を活かし、新たな価値の創出に繋がる視点の提供やネットワークづくりに努める。

18 産業との連携

デザインやメディア等の文化産業と連携し、まちの活性化に活かせるように努める。

19 組織体制の強化

社会情勢の変化に合わせて、実行委員会等の組織の見直しや学芸員等の専門性の高い人材の配置並びに育成に努めるなど、より効果的な組織体制で運営できるよう、組織体制の強化に努める。

20 市民の視点にたった情報発信・広報戦略

より多くの市民と情報の共有化を図るため、効果的かつ戦略的な文化芸術の広報に努める。

(2) 施策の展開【重点的視点】

法律等の基本理念を鑑み、文化芸術の役割を見直し、可能性を広く捉えるために、下記の2点を文化芸術の基本的施策を展開する上で共通する重要な視点とする。

「文化芸術による社会の課題解決（健康、福祉、子育て、教育問題等）」

「次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実（未来への投資）」

(3) 施策の展開【推進体制の構築】

行政全般を文化的視点から捉え、文化芸術による波及効果を最大限活かすため、産業、観光、教育、福祉、医療等の多分野との連携を強化し、文化芸術の専門家や文化の仕掛け人を入れた庁内における「文化芸術推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、横断的な取り組みを行っていくとともに、新たな文化芸術推進体制を構築する。

- ・庁内連携組織の設置 [文化芸術推進プロジェクトチーム]
- ・市民との協働事業実施に係る市民会議の設置 [文化のまちづくり推進市民会議]
- ・多様な連携を図るための意見交換の場の設置 [庁外及び庁内推進プロジェクト会議]
- ・アートコーディネーターの配置（新規）

→文化庁、芸術文化振興基金、地域創造等の助成団体など助成事業の活用。

(4) 施策の展開【評価体制】

基本的目標に対する評価指標の達成度、効果等の検証及び評価を行うため、審議会を設置する。

酒田市文化芸術推進計画(案)

多様な交流が織りなす湊町文化の創造

酒田市教育委員会

平成30年3月

はじめに

作成中

平成30年3月

酒田市教育委員会教育長 村上 幸太郎

目 次

第 1 章 推進計画の策定にあたって

- 第 1 節 推進計画策定の趣旨
- 第 2 節 計画のテーマ
- 第 3 節 推進計画の期間
- 第 4 節 文化芸術の領域

第 2 章 文化芸術の現状と課題

- 第 1 節 文化芸術を取りまく社会的背景
 - 1 文化芸術基本法
 - 2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）
 - 3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
 - 4 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
- 第 2 節 酒田市における文化芸術の現状と課題
 - 1 現状
 - (1) 酒田市の豊かな文化資源
 - (2) 酒田市の文化芸術活動
 - (3) 文化的環境
 - 2 課題
 - (1) 文化芸術活動のしやすさの向上
 - (2) 鑑賞機会の充実について
 - (3) 子どもの芸術文化に触れる機会の充実
 - (4) 酒田市の文化資源に対する誇りの醸成
 - (5) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた文化プログラムの展開
 - (6) 後継者（次世代）育成

第 3 章 酒田市の文化芸術に関する施策推進の理念

- 第 1 節 文化芸術基本条例の目的と基本理念
- 第 2 節 文化芸術推進の柱

第4章 計画の方向性

第1節 基本目標と基本的施策

- 1 基本目標
- 2 基本的施策

第2節 重点的視点

第3節 基本的施策の方向性

第4節 評価指標

第5章 計画の推進・評価

第1節 推進体制

- 1 行政内における横断的連携
- 2 地域性を活かした文化芸術に関する施策の推進
- 3 市民との協働、共創、事業者等との連携
- 4 文化芸術を担う公益財団等との連携

第2節 評価体制

第3節 計画の見直し

【参考資料】

資料1 具体的な取り組み状況

資料2 用語説明

資料3 文化芸術基本条例

第1章 推進計画の策定にあたって

第1節 推進計画策定の趣旨

酒田市文化芸術推進計画は、酒田市総合計画（以下、「総合計画」という。）、酒田市教育振興基本計画後期計画を推進していくための個別計画の一つとして位置づけ、今後の酒田市における文化芸術に関する施策の方向性を示し、戦略的かつ継続性のある取り組みを行うために策定するものです。

策定にあたっては、酒田の自然や歴史などを背景として、先人たちの営みにより培われてきた文化芸術及び文化芸術に関する施策の現状や課題を把握するため、社会的な動き、地域の特性、文化資源などの「地域資源」に着目しながら整理を進め、市民へのアンケート調査や文化芸術団体等との意見交換会なども実施しながら、地域性にあった計画の策定を目指しました。

第2節 計画のテーマ

多様な交流が織りなす湊町文化の創造

江戸中期、西廻り航路の整備により、北前船は、経済の大動脈として酒田港の繁栄をもたらしました。「動く総合商社」と形容された北前船は、多種多様な物資をはじめ人や文化を運びました。

酒田は古くから、新しい文化を受け入れる多様性に柔軟な懐深さを持っていたと思われます。この進取の気風と多様性に対応した柔軟性ある風土は、酒田の人々により、酒田特有の文化として創造され、今に伝えられています。歴史を重んじつつも、新しいものにチャレンジし、新しい価値を創出しようとする気概は、酒田らしさを形成するうえで、とても重要なエネルギーとなっています。

酒田は、公益の祖といわれた本間光丘をはじめとする先人が、砂防林の植林やまち並みの整備に尽力し、地域社会の安定と繁栄をもたらした、公益の精神が根ざした地域特性をもつまちです。

酒田の歴史と文化に誇りを持ちながら、市民と行政がそれぞれの役割を担い、自発性、自主性、自立性を尊重した協働を基本に、相互に助け合う土壌の醸成が重要です。相互に理解し協力しあう精神は、酒田のまちの安全・安心につながるだけでなく、活力ある地域社会の形成が期待できます。

公益の精神を持ち社会の絆を強めながら、文化芸術によるまちづくりを推進するとともに、未来への投資の視点を反映した新しい価値の創出を目指していきます。

このようなことから、歴史に培われた酒田の精神性と多様性に対応した懐深い酒田らしい文化を次代に受け継ぐため、「多様な交流が織りなす湊町文化の創造」を計画のテーマとします。

第3節 推進計画の期間

本計画は、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10カ年間で取り組むべき文化芸術に関する施策の方向性を示す計画です。

第4節 文化芸術の領域

1 文化芸術の対象分野

芸術、芸能、生活文化等の文化芸術基本法(平成29年法律第73号)が対象とするもののほか、市民が主体的に行う創造的な活動が含まれます。

2 文化芸術活動の範囲

文化芸術を享受し、創造する活動のほか、これらの活動を「支援」、「継承」する活動も含みます。

第1節 文化芸術を取りまく社会的背景

文化芸術を取り巻く社会的背景として、国等において、次のような動向があります。

1 文化芸術基本法

平成13年12月に文化芸術振興基本法を施行し、同法に基づき4次にわたって策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組みが進められてきました。

一方で、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術に関する施策の展開が、より一層求められるようになってきました。

このようなことから、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的に、平成29年6月に法律の改正が行われました。この法律改正においては、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術団体の果たす役割が明記され、連携・協働についても規定されるとともに、地方における「文化芸術推進基本計画」の策定が規定されました。

2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

国は、これまで「第1次基本方針」（平成14年12月閣議決定）、「第2次基本方針」（平成19年2月閣議決定）、「第3次基本方針」（平成23年2月閣議決定）を策定し、各基本方針に基づき、文化芸術の振興に取り組んできました。

一方で、第3次基本方針策定後、東日本大震災の発生や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定（平成25年9月）、地方創生に向けた取組みの一層の推進等、社会情勢の変化があったことから、平成32年を見据えた文化芸術振興のための基本的な施策の在り方を定めるために、平27年5月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第4次基本方針）が閣議決定され、文化芸術資源で未来をつくり「文化芸術立国」を創出していくことが国家戦略とされました。

3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月に、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）が制定されました。

劇場法の前文では、劇場、音楽堂等に期待される機能として、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」、「国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する

「世界への窓」にもなること」が挙げられており、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財であるとも位置づけられています。

一方現状の課題として、実演芸術活動や、劇場、音楽堂の事業を行うための人材養成を強化していく必要があること、実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中しており、地方においては、実演芸術に触れる機会が少ない状況が固定化している現状も改善することなどが挙げられています。

こうした課題を克服するため、劇場、音楽堂等に関わるすべての者（設置者、運営者、実演団体、芸術家、国、地方公共団体、教育機関等）は、社会全体が文化芸術の担い手であることを広く認識されるよう、連携協力して取り組む必要があります。

さらに、劇場法では国または地方公共団体が取り組む基本施策として、国際的に高い水準の実演芸術の振興、国際的な交流の促進、地域における実演芸術の振興、人材の養成及び確保等、国民の関心と理解の増進、学校教育との連携が努力義務として挙げられています。

加えて、劇場法では劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針を策定することが国に要請されていますが、このことは劇場法の趣旨や前文からも、地方公共団体も策定することが要請されると解されます。

4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

平成32年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。これを文化の祭典としても成功させることにより、わが国の文化や魅力を世界に発信するとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスと捉えられています。2020年の東京大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化芸術を体験してもらうための取組みを全国各地で実施することとしています。

第2節 酒田市における文化芸術の現状と課題

1 現状

(1) 酒田市の豊かな文化資源

今から1,200年ほど前の平安時代、庄内は、現在の山形、秋田の両県をまたぐ広大な「出羽国」でした。その頃、国府がおかれていたとされる酒田は、政治・経済・文化の要として、諸国からの移民たちとの交流により、新しい文化や技術を取り入れ、東北の先進地として発展しました。西廻り航路が整った江戸期には、海上交易と最上川舟運の要として、独自の華やかで自由な湊町文化を形成し、繁栄をとげました。今も市内の随所でその痕跡を見ることができ、平成29年4月には、日和山公園、旧鑑屋、本間家旧本邸などを構成文化財とした「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が文化庁の日本遺産に認定されました。

飯森山地区の文化ゾーンには、土門拳記念館、酒田市美術館、出羽遊心館、そして市街地には本間美術館、酒田市立資料館、酒田市立図書館、酒田市総合文化センターなど、地域の文化に触れながら質の高い芸術作品を鑑賞し、活動できる場が多くあります。酒田市民会館「希望ホール」では、優れた音響設備と多目的スペースを備え、世代を問わず誰もが芸術に親しめるコンサート

や演劇など、国内外トップクラスの多彩な公演を開催しています。これらの恵まれた文化的環境のもと、多くの文化芸術団体、国内外で活躍する酒田市ゆかりのアーティストが育っています。

松山藩の城下町の歴史と文化が薫る松山地区には、大手門、旧松山藩関連の歴史文化資料を保有する松山文化伝承館、能舞台がある松山城跡館があり、広く市民に活用されています。また、郷土の偉人・阿部次郎の生家を阿部記念館として公開しその業績を讃え紹介しています。

市街地の周縁には、肥沃な庄内平野の田園地帯と、鳥海山・出羽丘陵などの豊かな自然空間が広がっており、黒森歌舞伎、延年舞、獅子舞といった民俗芸能が古い風習とともに残されています。一方、近世に入り市の最上川流域に、譜代大名の酒井氏が入部したことから、砲術などの武芸や観世流の流れを汲むといわれる松山能などの伝統芸能が発達しました。山、里、海といった豊かな本市の地勢をうけて、各地で独自の芸能文化が継承されており、その多様性は、民俗芸能の宝庫として評価されています。

(2) 酒田市の文化芸術活動

- ・市内の文化施設を活用し、酒田市芸術文化協会による酒田市民芸術祭が毎年開催されています。県内で最も歴史のある市民芸術祭では各団体の発表・展示に加えて、毎年、開幕式典並びに開幕公演を行っており県内でも高い評価を得ています。
- ・酒田市民会館「希望ホール」では、希望ホール自主事業企画運営委員会が中心となって、国内外の著名アーティストや楽団を招へいしています。
- ・市内の美術館では作品の展示に加えて、作品づくりワークショップなどの育成に重点をおいた活動や、ギャラリートーク、ミュージアムコンサートなどを企画し、実施しています。
- ・管弦楽、吹奏楽、合唱など音楽活動が、市民団体によって活発に行われています。
- ・「酒田市生涯学習推進計画」に基づき、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」を合言葉に生涯学習情報をカモンくんニュースとして毎月発行して情報を提供するとともに、人材の情報収集と提供、市民自らが講座の企画運営を行う事業等を行っています。
- ・市内の各コミュニティ振興会においては、地域住民が主体となって各種の文化芸術活動や発表会が行われています。
- ・本市は、民俗芸能の宝庫とも言われるほど、黒森歌舞伎、新山延年舞、松山能など各地区に独自の民俗芸能が伝承されており、地域に根ざした民俗芸能団体においては、地域の祭事や行事等で演じられています。
- ・地域に古くから伝承されてきた民俗芸能の保存と継承を図るため、酒田市民俗芸能保存会を組織し、毎年「民俗芸能フェスタ」を開催するなど、民俗芸能団体に対し支援を行っています。

(3) 文化的環境

- ・市を代表する文化施設として、酒田市民会館「希望ホール」、土門拳記念館、酒田市美術館、本間美術館、酒田市総合文化センター、酒田市立資料館があげられます。とくに地方都市において大規模美術館が3館あることは、市民の誇りになっています。
- ・酒田市民会館「希望ホール」は、旧市民会館を改築して平成16年7月に開館しました。堅

実な設計の劇場として、その音響特性や使い勝手の良さは観客からもアーティストからも高い評価を得ています。希望ホール自主事業企画運営委員会が中心となって、国内外の著名アーティストや楽団を招へいしています。また、市民、学校による舞台芸術の練習・発表会場としても大いに利用されています。

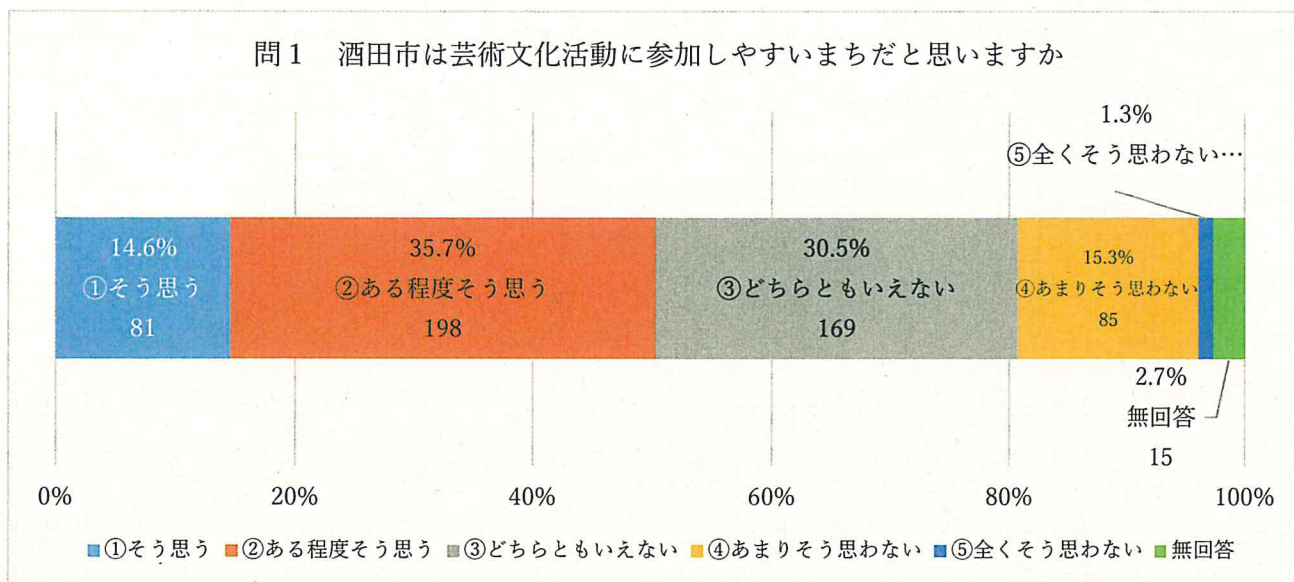
- ・土門拳記念館は世界初の個人の写真専門美術館として昭和58年10月に開館しました。土門拳の作品約7万点を収蔵し、土門のライフワークであった「古寺巡礼」をはじめ、「室生寺」「ヒロシマ」「筑豊のこどもたち」「文楽」「風貌」などの代表作品を、その保存をはかりながら順次公開しています。
- ・酒田市美術館は平成9年10月に開館。常設の柱として洋画家・森田茂氏、本市出身の洋画家・斎藤長三氏、彫刻家・高橋剛氏の作品を所蔵、展示するほか、子どもや若い女性向けから、高齢者まで楽しめる展覧会を実施しています。
- ・本間美術館は日本一の地主として知られた本間家が創始者となり、昭和22年に開館した美術館です。敗戦後の社会の混乱と人心の荒廃を見て、日本美術の鑑賞を通じて自信と誇りを取り戻して欲しいという念願から、別荘と庭園を美術館として公開したことから始まりました。本間家ゆかりの品々の展示や郷土作家の作品展示などを実施しています。
- ・酒田市総合文化センターは中央公民館、中央図書館、各種教育機関などが配置された複合施設として昭和57年に開館しました。一階モジュールは展示スペースとして、3階から4階はサークルの活動拠点として、年間約40万人が利用しています。このうち、館内に併設された中規模ホールは、調光、音響などのステージ機器の操作を市民に開放している全国的にも珍しい施設で、市民の自主的な芸術、学習活動の場として活用されています。
- ・酒田市立資料館は、文化財や地域資料の収集、保管と展示活動を行い、市民文化の一層の向上に資するとともに、文化財保護思想の啓発普及を図るため、昭和53年4月、酒田市資料館が設置されました。郷土の資料を活用した企画展示を行うとともに、ギャラリートークを行うなど、ソフト事業の充実を図っています。
- ・平成28年度より、酒田市の文化振興において重要な役割を持つ酒田市美術館、土門拳記念館、本間美術館、酒田市資料館の4館が相互に情報交換を行い、連携を図りながら市民への教育普及活動の展開やPRの強化を目的に、四館連絡協議会を設置し活動の充実を図っています。
- ・阿部記念館は、「三太郎の日記」で広く青年に感化を与えた哲学者阿部次郎と次郎の兄弟たち、甥の生物生態学者阿部襄の貴重な業績を讃え、生家の保存と活用をはかり地域の教育・文化の発展に寄与するため、平成3年に開館しました。
- ・松山城歴史公園は昭和57年に松山城跡に開園しました。公園内にある大手門は県内唯一の城郭建築であり、県の文化財に指定されています。公園内にある松山文化伝承館では、松山藩時代の鎧兜や絵図の展示の他、真下慶治の作品や年数回の企画展を開催しています。
- ・能楽堂をもつ松山城跡館、東北公益大学構内の公益研修センター、35mmフィルム上映設備など視聴覚機器に強みのある平田タウンセンターOZなど各地に文化芸術活動に関する特徴ある施設が整備されています。

2 課題

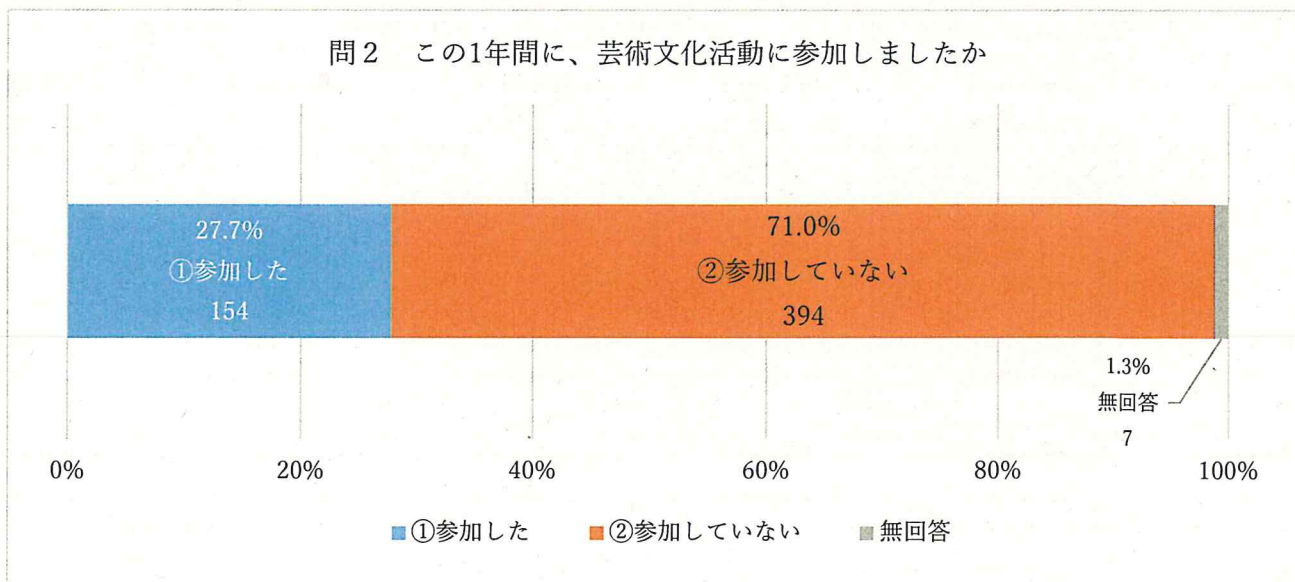
平成 29 年 7 月に「酒田市芸術文化振興計画（仮称）策定に伴うアンケート」を実施した結果、酒田市における文化芸術の分野における課題は以下のとおりとなります。

（1）文化芸術活動のしやすさの向上

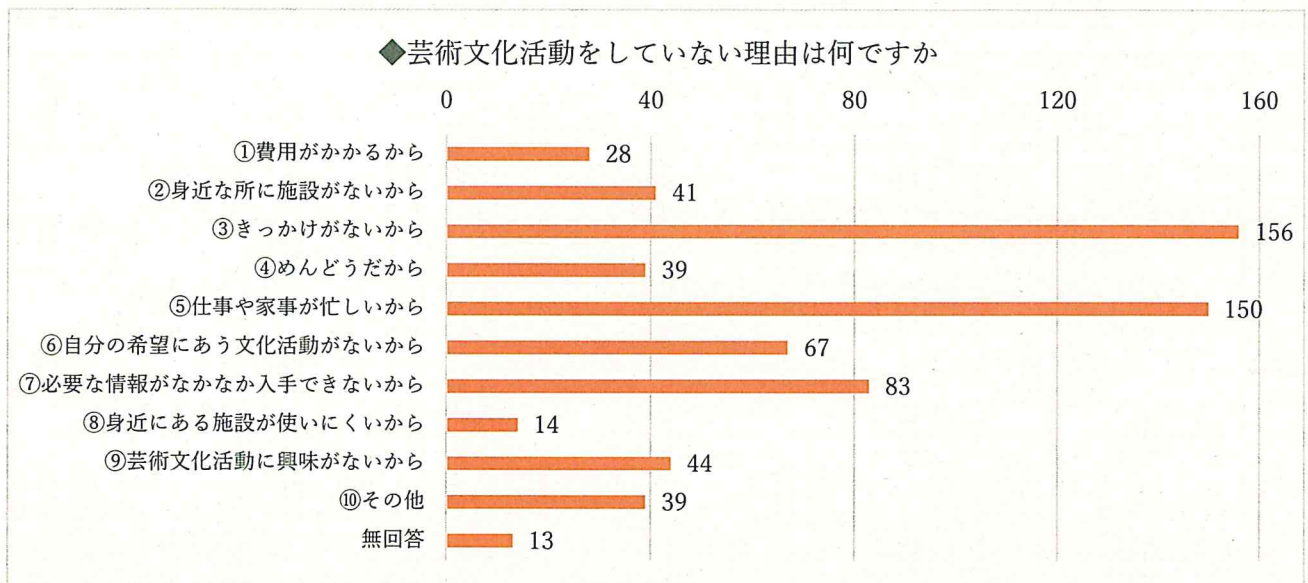
「酒田市は芸術文化活動（コンサート、講演会、ワークショップ、民俗芸能等）に参加（鑑賞も含む）しやすいまちだと思いますか。」という問いに対して「そう思う」と「ある程度そう思う」の合計は、50.3%で約半数という結果がでました。



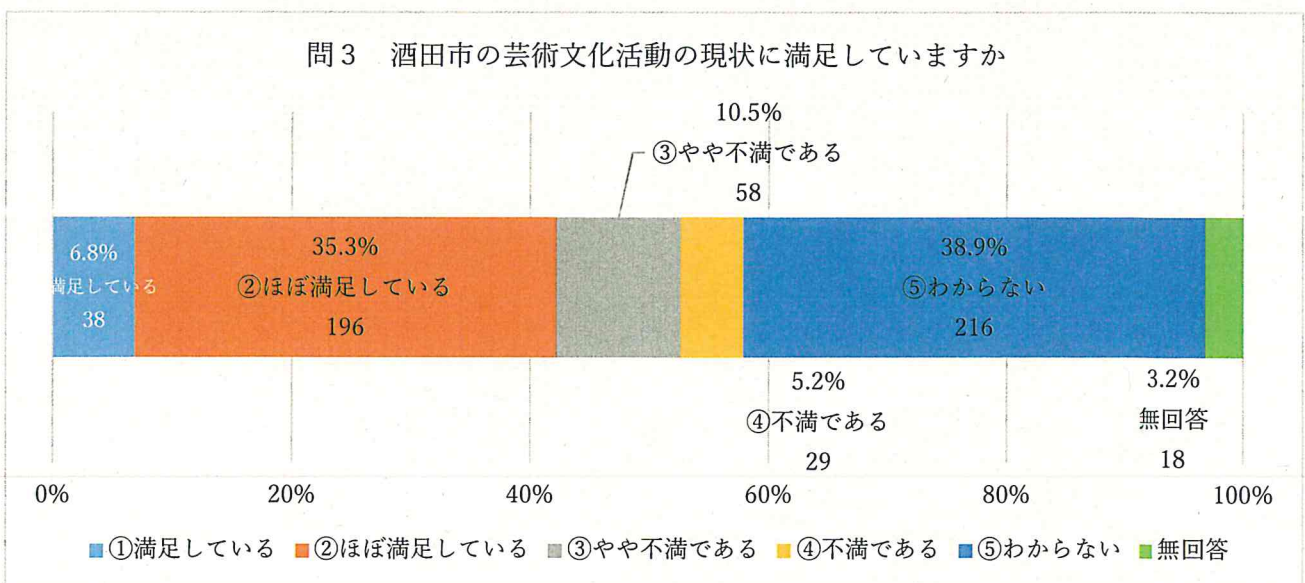
「この1年間に、芸術文化活動に参加しましたか」という問いに対して「参加した」という回答は27.7%という結果であり、一般的な鑑賞に比べ、自ら活動に参加する人はそれほど多くはないという実態がみえてきます。自ら活動に参加する機会の提供が今後の課題とあげられます。



「芸術文化活動に参加していない理由」については、「きっかけがないから」という回答が156人と多く、文化芸術活動に関心はあるけれども、きっかけがないために活動が出来ていない市民が多いという結果がでました。文化活動の情報提供や参加しやすい環境の整備が課題としてあげられます。

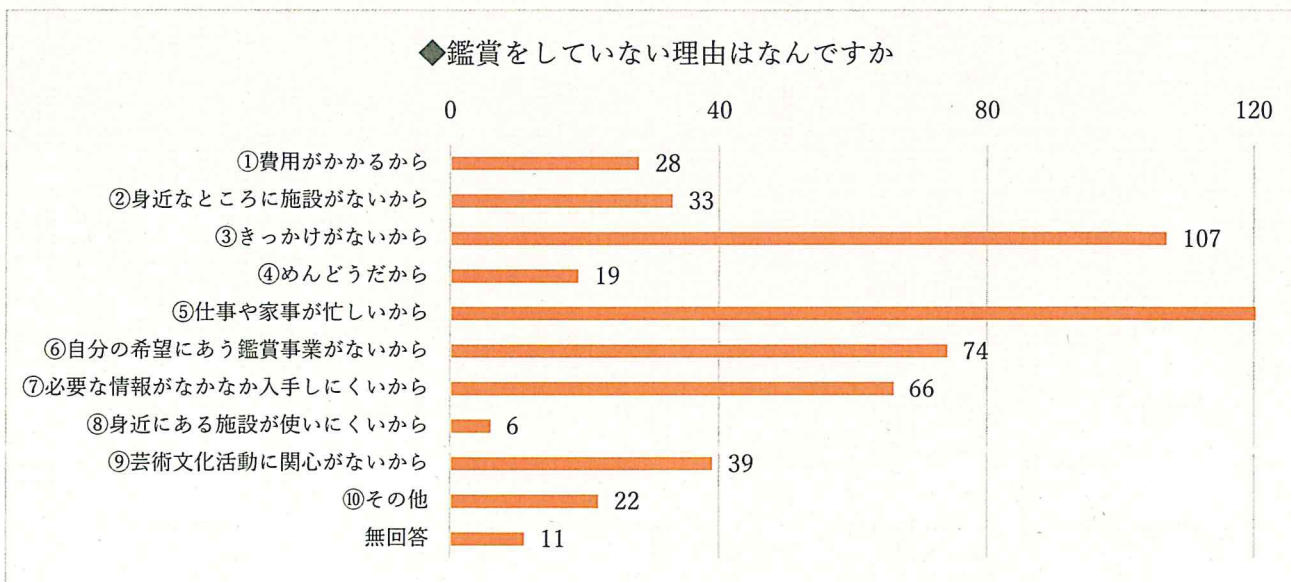
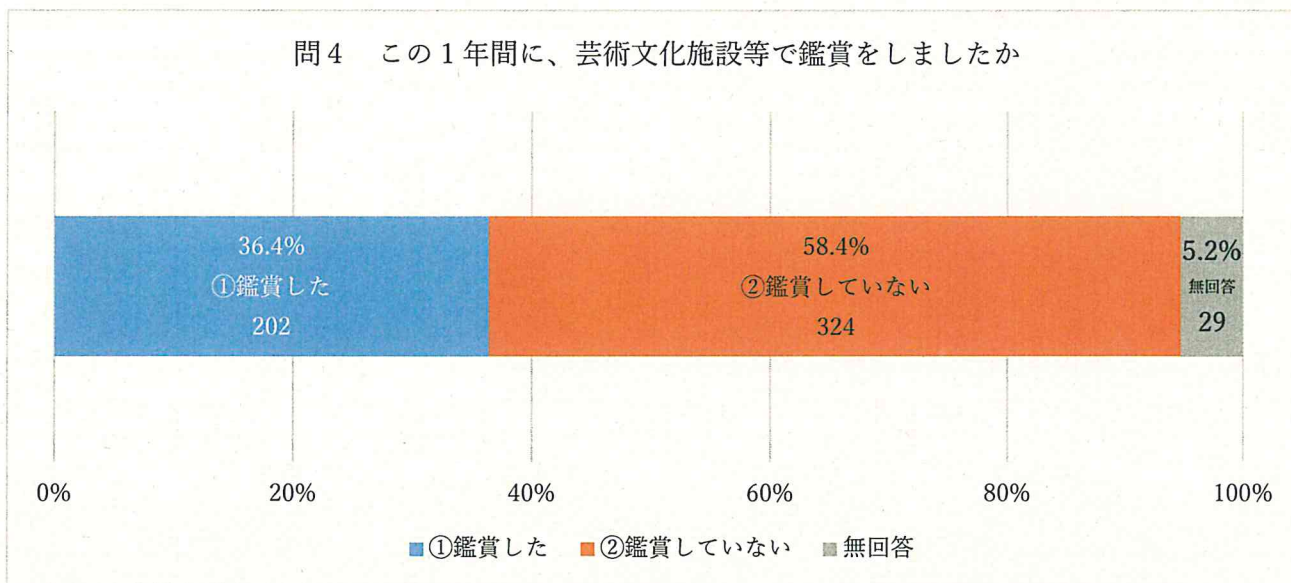


「酒田市の芸術文化活動の現状に満足していますか」という問いに対しては、42%が満足していると回答しています。「不満足」「わからない」という回答が多いことから、積極的に情報を提供し「満足」に変わっていくような取組みが課題としてあげられます。



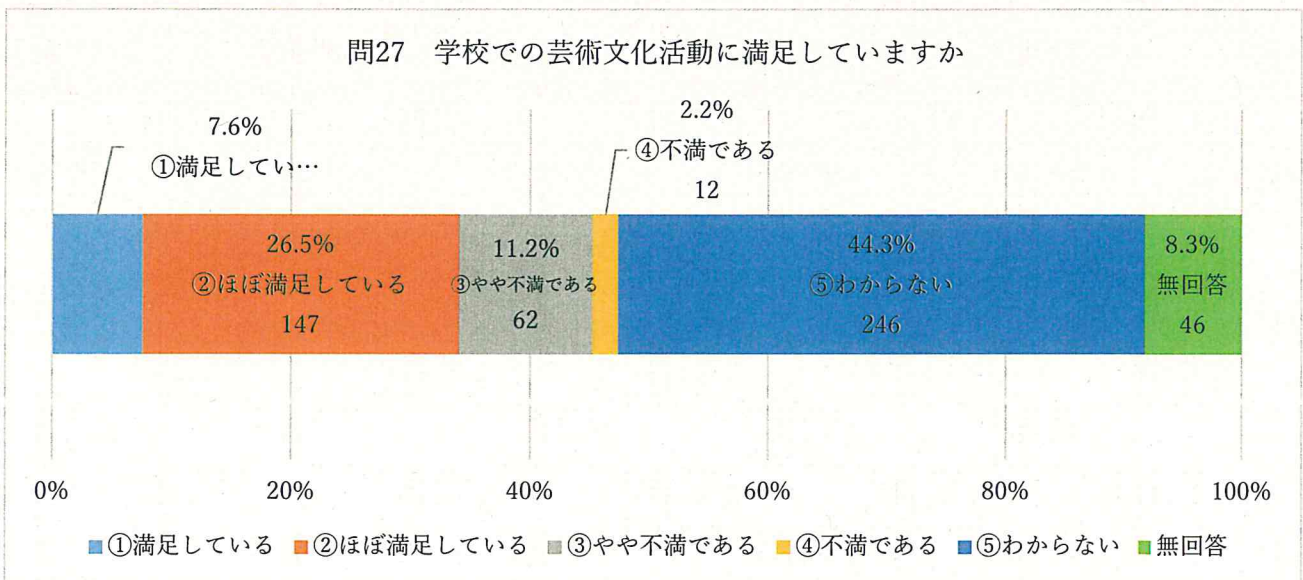
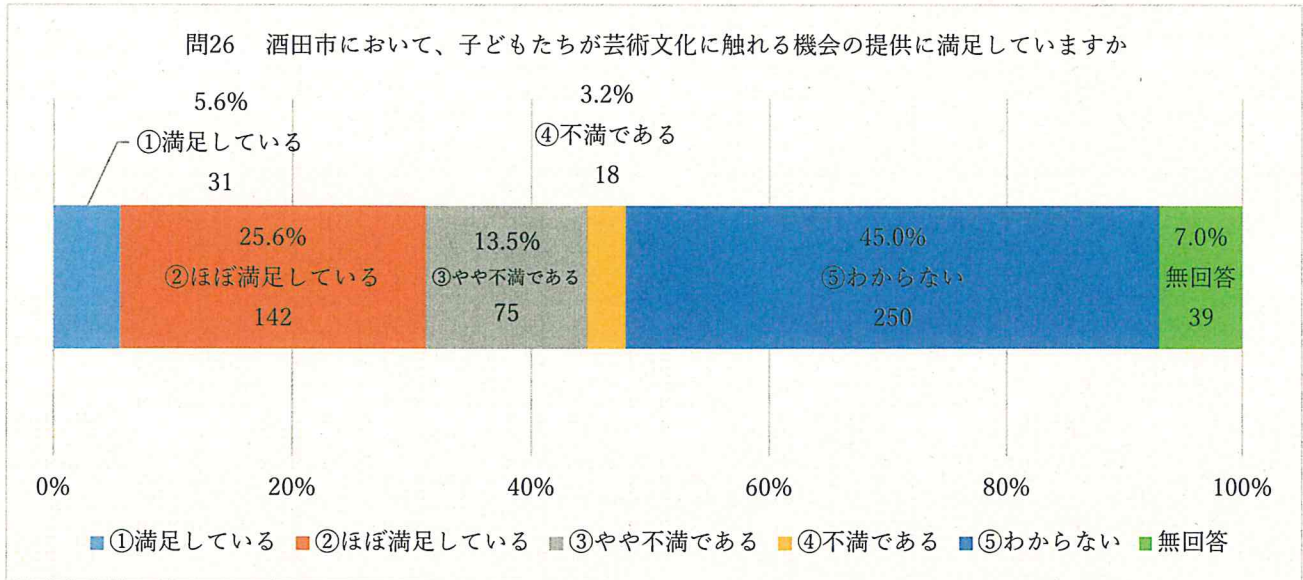
(2) 鑑賞機会の充実について

「この1年間に、芸術文化施設等で鑑賞しましたか」という問いに対しては、鑑賞したが36.4%で、鑑賞していない市民の割合が多いという結果が出ています。このことから、多彩な分野における鑑賞機会の提供が課題としてあげられます。



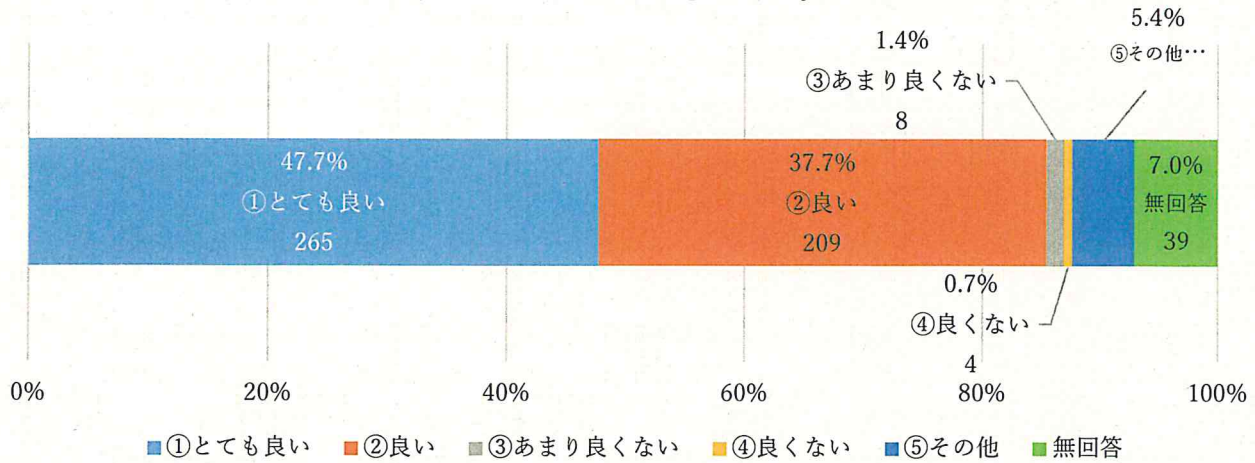
(3) 子どもの文化芸術に触れる機会の充実

「子どもたちが芸術文化に触れる機会の提供に満足していますか」「学校での芸術文化活動に満足していますか」という問いに対しては、「やや不満である」「不満である」という回答もでていることから、芸術文化に触れる機会の充実が課題としてあげられます。また、「わからない」と回答した市民がいずれも40%以上と多いことから、情報提供のあり方が課題としてあげられます。



「将来の投資として、子どもたちの教育・人材育成に重点を置いた芸術文化事業の展開についてどう思いますか」という問いに対しては、85%が「良い」と回答しています。文化芸術基本法前文に「文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることが出来る心豊かな社会を形成するもの」と規定しているように、文化芸術のもつ特性を活かした事業を、「未来への投資」という観点から一層の充実を図っていくことが課題としてあげられます。

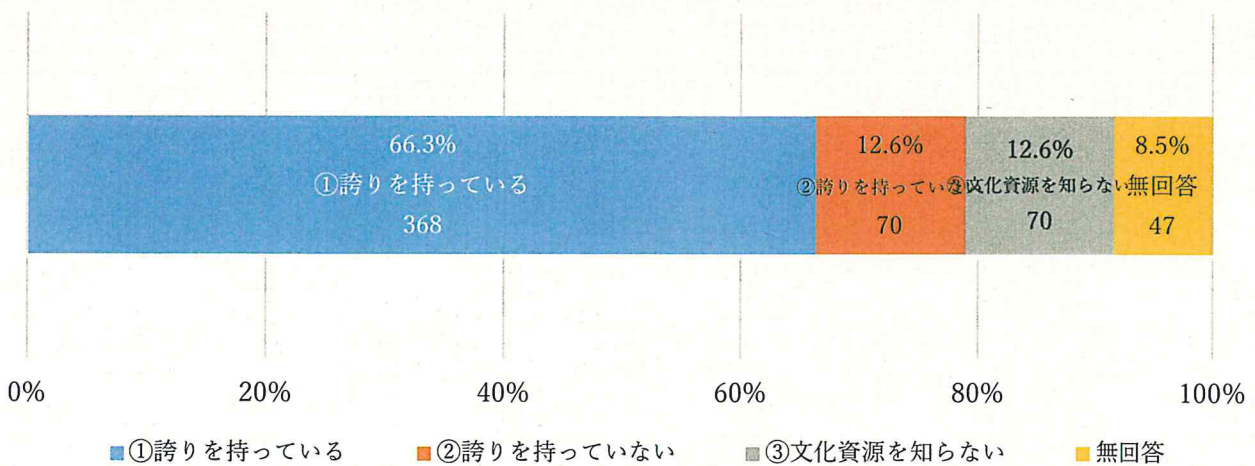
問28 酒田市では、将来の投資として、子どもたちの教育・人材育成に重点を置いた芸術文化事業の展開を考えています。このことについてどう思いますか。



(4) 酒田市の文化資源に対する誇りの醸成

「酒田市にある文化資源に誇りを持っていますか」という問いに対しては、誇りを持っているという回答が 66.3%で、多くの市民が誇りを持っているという結果がでました。「誇りを持っていない」「知らない」という市民に対し、文化資源に関する情報提供のあり方が課題としてあげられます。

問9 酒田市にある文化資源について、誇りをもっていますか



(5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた文化プログラムの展開

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体やアーティスト等と連携のもと、酒田市でも文化事業を展開します。酒田らしい文化体験による事業展開と国内外への発信のあり方が、課題としてあげられます。

(6) 後継者（次世代）育成

人口減少社会が到来し、文化芸術の担い手不足が指摘されています。文化芸術に触れる機会を充実させ裾野拡大に努めるとともに、次世代の価値観にあった質の高い事業の展開と情報発信に努めていくことが課題としてあげられます。

第3章 酒田市の文化芸術に関する施策推進の理念 ※条例に関すること

市が文化政策を進めていく上での基本理念を明確化し、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化の推進に関する計画の策定及び施策を定め、総合的かつ計画的に推進するための法的根拠として、文化芸術基本条例を制定します。

第1節 文化芸術基本条例の目的と基本理念

酒田市文化芸術基本条例においては、目的と基本理念を以下のように定めています。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進することにより、自由で多様性を認める心豊かな市民生活及び市民が将来にわたり誇りの持てる酒田らしさの創造に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うことが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性が尊重され、市民による文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市、市民等、文化芸術団体、学校、事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化財や本市の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化（以下「伝統文化」という。）を大切にし、発展させていくとともに、特色を生かした魅力ある新たな文化芸術の創造が図られなければならない。

第2節 文化芸術推進の柱

酒田市文化芸術基本条例においては、第3章文化芸術の推進に関する基本的施策において以下のよう

に定めています。

(市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第10条 市は、広く市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実

を図るため、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども、若者の文化芸術活動の充実)

第11条 市は、次代を担う子ども及び若者が行う文化芸術活動の充実を図るため、多様な優れた文化芸術に親しむ機会の提供や、子ども、若者による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実)

第12条 市は、高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等の充実)

第13条 市は、将来にわたり市民等の文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成並びに市民等と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術による国内外交流の推進)

第14条 市は、文化芸術が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことに鑑み、国内外地域との文化芸術交流を積極的に推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化財等の地域資源の活用)

第15条 市は、市民等が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現を図るため、文化財等の地域資源の保存及び活用、景観の保全及び創出並びに伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実と活用)

第16条 市は、地域課題に向き合い、活力ある地域社会の実現に寄与するため、それぞれの文化施設の目的及び使命を明確にし、文化芸術活動に対応する施設の整備及び施設相互の連携等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び発信)

第17条 市は、市民等の文化芸術活動及び文化芸術を通じた交流を促進するため、文化芸術に関する情報の正確で迅速な収集及び発信をするとともに、より戦略的な文化芸術に関する情報の広報について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第1節 基本目標と基本的施策

1 基本目標

文化行政を行うにあたっては、公平・平等の理念に基づく市民の文化的人権を保障する「市民文化政策（ひとづくり）」と、戦略的思考に立脚し、都市アイデンティティの創造を目的とする「都市文化政策（まちづくり）」という二つの考え方があります。

市民文化政策で保障する文化的人権は、国際連合総会において採択された「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」の第15条において「文化的生活に参加する権利」「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」として規定されております。また、日本国憲法第25条においても、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されているものです。

酒田市では、文化芸術が子ども・若者や高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであることから、「社会包摂（ソーシャルインクルージョン）」の理念も踏まえ、市民文化政策の目標として「自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現」としました。

また、既存の地域文化との融合の中で新しい文化を創造し発展してきた歴史を持つ酒田市の土壌は、多面的な交流の中で新しい文化を生む可能性を秘めており、都市の品格となって、本市の発展に大きく寄与するものと考えられることから、都市文化政策の目標として、「誇りのもてる酒田らしさの創造」を基本目標としました。

●市民文化政策

「自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現」

●都市文化政策

「誇りのもてる酒田らしさの創造」

2 基本的施策

基本目標の実現に向け、20の基本的施策を設定します。これらの施策を複合的に推進することで、第2章第2節で挙げた6項目の課題克服を目指していきます。

	基本的施策
1	文化芸術活動を行う環境の整備
2	誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備
3	学校教育における文化芸術活動の充実
4	将来の文化芸術の担い手の育成
5	文化芸術活動を支える人材の育成
6	市民との協働・共創
7	地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり
8	文化芸術による国際交流
9	専門性の高い文化の仕掛け人の配置
10	文化芸術による社会包摂
11	文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化
12	多様な分野との連携及びネットワークづくり
13	文化財等の地域資源の活用
14	酒田らしいまちの景観の創出
15	文化施設の活用
16	伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信
17	観光との連携
18	産業との連携
19	組織体制の強化
20	市民の視点にたった情報発信・広報戦略

第2節 重点的視点

平成27年5月22日に閣議決定された第4次基本方針では、「文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益を有する公共財」であること、また、「文化芸術は、子供・若者や高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している」としています。

また、文化芸術活動が、少子高齢化による孤立化、人口減少による中心市街地の衰退、空き家問題、産業の停滞など、多様な分野において、社会の課題解決に成果を挙げている事例が報告されています。酒田市においても、文化芸術が社会的役割を担い社会貢献するために、戦略的に企画立案し、積極的な活用を図っていく必要があります。

このようなことから、文化芸術の役割を見直し、可能性を広く捉えるために、下記の2点を文化芸術の基本的施策を展開する上で共通する重要な視点とします。

●文化芸術による社会の課題解決

(健康、福祉、子育て、教育問題等)

●次代を担う子供たちを対象にした文化芸術事業の充実」

(未来への投資)」

● 計画の方向性

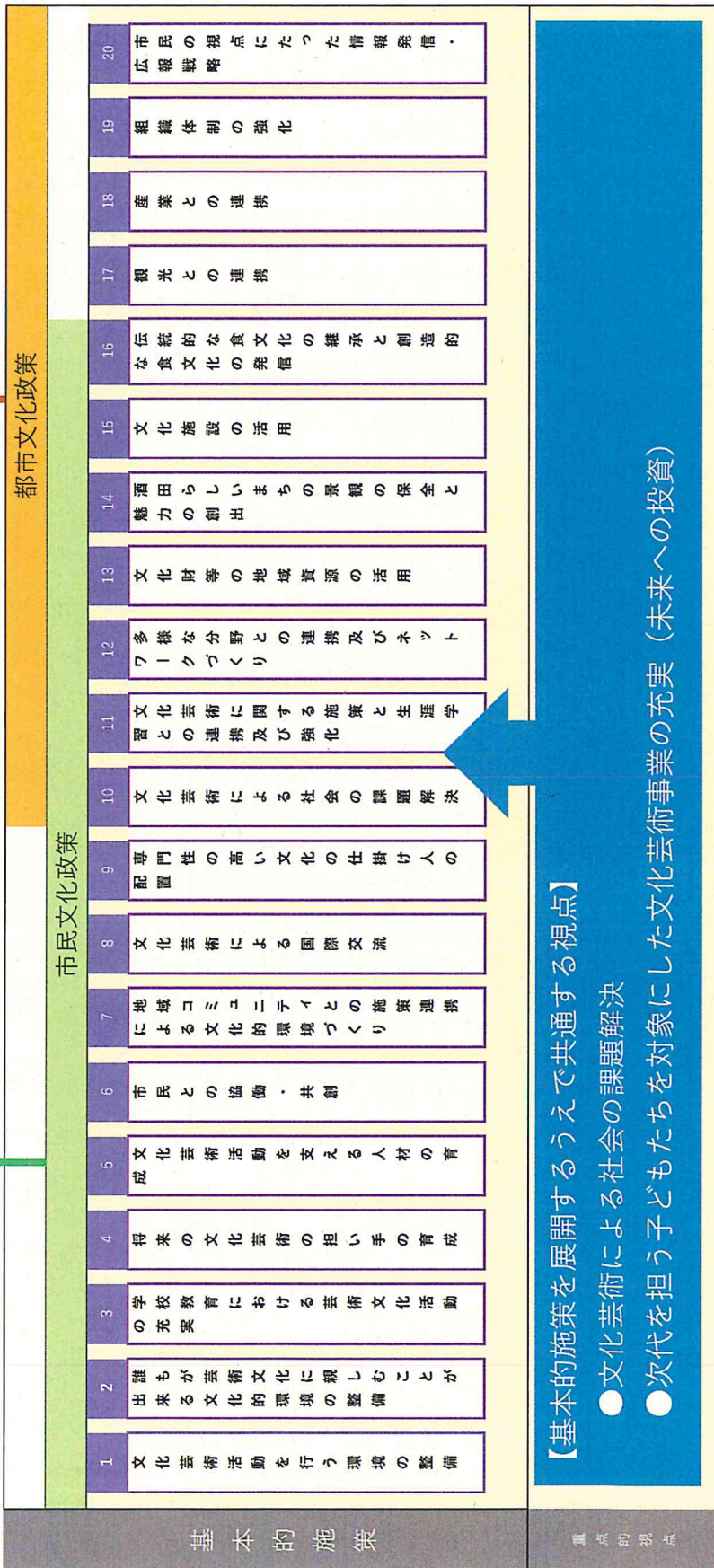
多様な交流が織りなす 湊町文化の創造

【市民文化政策】

(人づくり／文化権を保障するもの)
**自由で多様性を認める
 心豊かな市民生活の実現**

【都市文化政策】

(まちづくり／都市発展戦略)
**誇りのもてる
 酒田らしさの創造**



第3節 基本的施策の方向性

1 文化芸術活動を行う環境の整備

市民が、多様な文化芸術を創造・発表したり、参加・鑑賞したりする拠点として、文化施設の果たす役割は極めて重要です。

個人や文化芸術団体が多様な文化芸術活動を行うために、適切な機器の更新や施設整備を行い、活動の場の提供に努めていきます。

また、アーティストによる多様な活動ができるよう空き家等を活用した環境の整備も検討していきます。

2 誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備

すべての市民が等しく文化芸術を創造・享受する権利をもっているという基本理念に基づき、文化芸術に関わる環境を整備する必要があります。高齢者、障がい者、若者、子ども等すべての市民が身近に多様な文化芸術を鑑賞するとともに、文化芸術活動を活発に行うことが出来る環境の整備、全ての市民が気軽に参加できる体験型ワークショップ等の開催、学校等へのアウトリーチの充実、アートマネジメント研修等の実施など、文化的環境の整備に努めていきます。

また、様々な分野で活躍するアーティストと市民とが出会い、交流できる場の提供も行っていきます。

3 学校教育における文化芸術活動の充実

学校は、子ども達の人格形成や感性、創造性を育む上で重要な場であるとともに、その地域の歴史を学び、伝統芸能、民俗芸能を伝承していく上でも重要な役割を担っています。

学校教育における、伝統文化をはじめとする多様な文化芸術に触れる機会を拡充するため、市と学校が連携を図り、アーティストや美術館の学芸員等によるアウトリーチやワークショップなど体験型事業の充実に努めていきます。

4 将来の文化芸術の担い手の育成

文化芸術は豊かな人間性をはぐくみ、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧であり、他者と共感しあう心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する効果があります。

このような文化芸術の本質的価値を踏まえ、青少年の豊かな感性と情操教育に資するため、青少年を対象にした公演等の鑑賞機会の充実、体験型ワークショップの開催など、文化芸術の担い手育成の充実に努めます。

5 文化芸術活動を支える人材の育成

少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足や、文化芸術の専門的人材の育成・確保が指摘されているなど、地域の文化芸術を支える人材不足に対する危機感が広がってきています。

このことから、専門性の高い人材の育成・確保に努めるとともに、アーティストと地域（学校・コミュニティセンター・公共施設等）間の調整を行うコーディネート機能の構築や多様な公演等を企画し運営出来る専門性の高い学芸員、文化行政担当者、ホール職員等の育成を行うため、各種研修会等への積極的な参加と独自のアートマネジメント研修会等を開催し、人材育成に取り組んでいきます。

6 市民との協働・共創による事業展開

文化芸術推進基本法の中で、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、市民が主体的な役割を果たすことを規定しています。

あらゆる市民が文化芸術に慣れ親しみ、その担い手の育成や創造活動の場を広げ、総合的な文化事業を展開するためには、市民との協働・共創が必要です。

市民と行政が対等な関係性を保ち、協力・連携しながら適切な役割分担のもとに、共通の目標に向かって、文化芸術の効果を最大限に活かしたまちづくりを行うため、市民と協働・共創に努めていきます。

7 地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり

より多くの市民が文化芸術活動に参加できる機会の充実を図るため、各地域のコミュニティ振興会等と連携し、参加しやすい環境づくりに努めていきます。

8 文化芸術による国際交流

文化芸術による交流は、異なる文化の相互理解につながり、国内外の平和と安定に資するとともに、異なる文化との出会いから新たな文化の創造の可能性が生まれることが期待されます。

さらに、地域の魅力を国内外に発信することにより、地域のイメージアップをもたらす、観光その他の新たな交流を創出することも期待できます。

文化芸術は、国際化が進展する中であっても、自己認識の基点となり、個人の文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。

酒田市では、サンクトペテルブルク市や姉妹都市との文化芸術による国際交流を推進していきます。

9 専門性の高い文化の仕掛け人の配置

文化芸術には、人と人との出会いによる反応や変化の触媒となり、異なる物事の考え方や価値観を伝達する媒体としての機能があります。その機能を最大限に活用し、文化芸術以外の分野でも新たな価値や発想を引き出すことで、地域の活性化をもたらす多様な成果や効果に波及していくことが期待出来ます。

このことから、専門性の高い文化の仕掛け人（アートコーディネーター）を配置し、教育、福祉、観光、産業など文化芸術の視点を活かした、より効果的なまちづくり・ひとづくりの事業展開に努めていきます。

また、文化芸術による事業の展開をとおり、戦略的に酒田市の情報発信を行い、酒田市のブランド化に活かせる展開を目指していきます。

10 文化芸術による社会包摂

少子高齢化、人口減少など様々な社会の課題が列挙されるなか、近年、文化芸術活動が様々な社会課題解決につながっている事例が多く報告されています。

その中でも、社会に溶け込むことに困難を感じているマイノリティの方々や不登校など、文化芸術をコミュニケーション・ツールとして、社会的に包摂を行っていく取組みの報告もあります。

このような事例から、文化芸術が、子ども、若者、高齢者、障がい者、在留外国人等、あらゆる市民に対し、社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を活かしながら、特に人権問題や教育問題に重点をおいた事業展開に努めていきます。

また、文化芸術が人口問題や空家問題など社会の課題解決に貢献できる可能性を有していることから、関係各所と連携し課題解決に向けた取組みを行っていきます。

11 文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化

文化芸術は、豊かな人間性をおん養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、あらゆる市民に社会参加の機会を促し、自己実現や生きがいづくりにつなげていくことができます。

文化芸術基本法の理念に基づき、社会教育・生涯学習との連携を図りながら、多様な講座を実施していきます。

1.2 多様な分野との連携及びネットワーク

文化芸術は、他者との共感、共鳴により相互理解を促すなど、ともに生きる社会の基盤を形成する上でも重要なものであり、人が理想を実現していくための精神活動及びその成果と広く捉えることができます。また、文化芸術は、活力を生み創造する源泉であり、地域への愛着心、経済・産業への波及効果、新しい価値の創出など社会的、経済的な価値を有する公共財としての性格も有しています。

まちを活性化し、多様な成果や効果に波及させるためには、異なる価値観や異分野を結びつけ、他の行政分野における新たな価値や発想を引き出すことが必要です。

文化芸術の特性を最大限に活用するため、教育・福祉・観光・産業等、他分野と連携しながら事業展開を行うとともに、新たなネットワークの構築に努めていきます。

1.3 文化財等の地域資源の活用

文化財は、自然の風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すものであり、現代の文化の礎となるものです。

また、文化財や伝統芸能等の地域資源を理解し愛着を持つことは、誇りを醸成するとともに、交流人口の増加や移住の促進に繋がるなど地域の活性化にも資するものです。

酒田市における文化財活用計画を策定し、酒田市の重要な地域資源である国指定の史跡城輪柵跡や史跡旧鎧屋等の有形文化財並びに民俗芸能等の保存継承にも配慮しながら、有効活用を図っていきます。

1.4 酒田らしいまちの景観の保全と魅力の創出

酒田の歴史や文化を共有することは、酒田の特性や独自性を認識するために重要であり、「酒田らしさ」に対する市民の誇りを醸成し、満足度を高めてくれます。豊かな文化を背景に保全された酒田らしいまちは、外部からの信頼性や都市のブランド力を高めてくれます。

酒田市景観計画で指定された地区をはじめとする酒田の歴史を活かした「酒田らしいまち」の景観の保全に努めるほか、魅力の創出に努めていきます。

1.5 文化施設の活用

文化施設は、創造、発表、鑑賞、参加等、多様な文化活動を行うための拠点施設であり、酒田市民会館「希望ホール」、酒田市総合文化センター等の文化施設は、活力ある地域社会の形成に果たす役割は極めて重要なものがあります。

市民の能力が発揮され、活動しやすい環境を整備するとともに、市民に対し、新しい価値観の創出に繋がる文化施設の活用についても検討し発信していきます。

1.6 伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信

平成25年12月、自然を尊ぶという日本人の気質に基づいた「食」に関する「慣わし」を、「和食；日本人の伝統的な食文化」と題した「和食」の文化が、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。このような背景のもと、平成29年6月に改正された文化芸術基本法において、文化芸術の対象分野に「食文化」が追加され、「生活文化」として位置付けされました。

酒田市では、伝統的な酒田の食文化への理解を深める学習機会の提供に努めるほか、酒田の農産物や海産物を活かした酒田の食文化に関する内容、文化芸術の視点を取り入れた創造的な食文化に関する情報発信に努めていきます。

1.7 観光との連携

地域資源や歴史を活かした観光は、酒田らしいストーリーの構築に有効であり、酒田だけの魅力発信に繋がります。

酒田市の文化財や地域資源を活かした酒田だけの文化芸術作品の創作や取組みをとおり、観光振興にも効果のある新たな価値の創出に繋がる視点の提供やネットワークづくりに努めるなど、観光分野とも連携を深めながら、酒田市のブランド力の向上を目指していきます。

1.8 産業との連携

ものづくりやサービス産業の競争力を高めるためには、デザインやアイデア、ブランドイメージ等の付加価値や他者との優位性が必要です。これらは文化芸術によって育まれる創造力から生み出されていくものです。経済の活性化は、新たな創造性と発信力のある人材を呼び込むことに繋がるため、地域のさらなる発展を促します。

文化芸術には、社会との接点の中で、新しい価値を生み出す可能性があります。

例えば、地域の中小企業においては、商品やパッケージのデザインを工夫することにより、販売力の向上に繋がる可能性があります。一方、そのような可能性を秘めながらも、デザインを行う人材の面で余力がないなど、商品開発上の課題となっている事例があります。

また、商店街の店舗など、リノベーションをすることで店舗の魅力が向上し、多くの顧客を呼ぶことが出来る物件が、地域には多く眠っています。

このようなことから、商品や建築物などデザインすることが出来る人材と地域の中小企業が連携することにより、新たな価値が生み出される可能性があります。

デザインや広告、ITなどの産業に多くの人材を輩出する文化芸術系の学術機関等と地域の中小企業が連携できる場を模索し、企業に商品開発上の課題解決のための視点を提供するなど、地域産業を活性化するための一助となるような取組みに努めていきます。

19 組織体制の強化

酒田市の文化芸術に関する施策の推進にあたっては、市民との協働による実行委員会等の団体、酒田市美術館や土門拳記念館等の運営を担う財団が果たす役割は極めて重要なものがあります。

酒田市美術館や土門拳記念館等を担う公益財団法人においては、所蔵する美術品等の展示、調査研究、教育活動のみならず、それぞれの施設の特性を活かし、新しい価値観を創出し、多様な可能性を生み出す場としての機能性を有することも必要です。また、所有する美術品等の活用をとおし、付加価値を高め、新しい視点を提供することも重要なことです。

少子高齢化、価値観の多様化など、社会情勢の変化に合わせ、実行委員会等の組織の見直しや学芸員等の専門性の高い人材の配置ならびに育成に努めるなど、より効果的な組織体制のもと、事業運営を行っていきます。

20 市民の視点にたった情報発信・広報戦略

文化芸術に関する施策の推進を市民や文化芸術団体等と連携して進めていくためには、市民等が必要とする情報を把握し、多面的で質の高い的確な情報を提供していくことが重要です。

そのために、専門性を持った文化の仕掛け人を配置し、酒田市広報やマスメディア等を活用するとともに、インターネットを活用した新しい情報技術を積極的に取り入れ、幅広い年代の多くの人との情報の共有化を戦略的に行っていきます。

また、広報物等のデザインが出来る人材の育成も行いながら、効果的な文化芸術の広報に努めていきます。

第4節 評価指標

基本目標ごとに、それぞれの評価指標を設定し、評価・検証を行います。

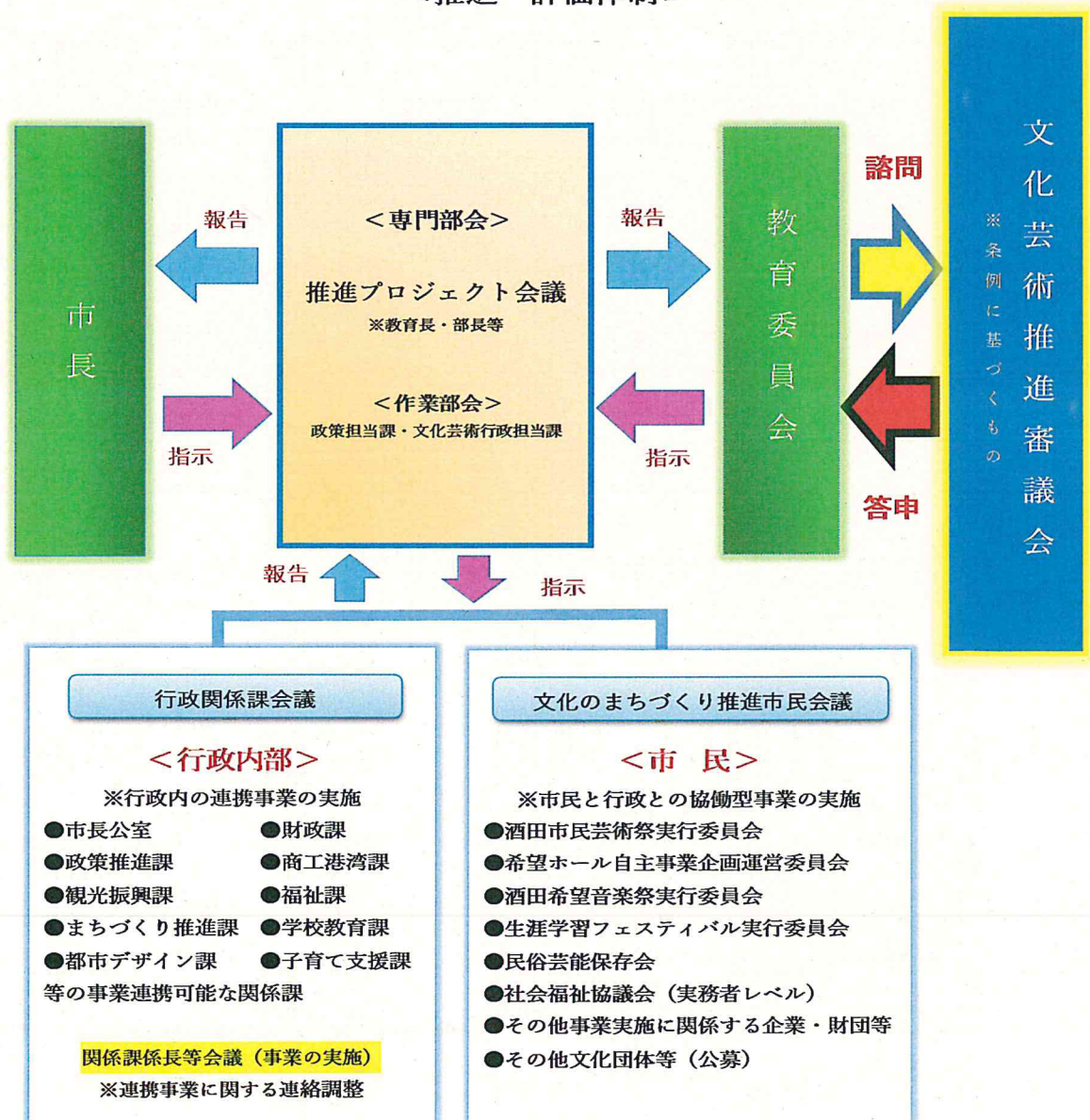
基本目標	評価指標	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【市民文化政策（人づくり）】 自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現	文化芸術活動のしやすいまちだと答える市民の割合	50.3%	60%
	文化芸術活動に参加した市民の割合	27.7%	33%
	文化芸術活動の満足度	42.1%	50%
	文化芸術活動を鑑賞した市民の割合	36.4%	43%
	子どもたちの文化芸術に触れる機会に対する満足度	31.2%	37%
【都市文化政策（まちづくり）】 誇りのもてる酒田らしさの創造	文化資源について誇りを持っている市民の割合	66.3%	79%
	多様な分野との連携事業数	教育関係 1 事業 観光関係 1 事業 商工関係 1 事業	多分野との連携 10 事業
	文化施設に行ったことのある市民の割合 <small>※文化施設とは、土門拳記念館、酒田市美術館、本間美術館、酒田市民会館「希望ホール」、酒田市総合文化センター。</small>	市内 6 施設平均 81.7%	90%

第1節 推進体制

1 行政内における横断的連携

行政全般を文化的視点から捉え、文化芸術による波及効果を最大限活かすため、産業、観光、教育、福祉、医療等の多分野との連携を強化し、文化芸術の専門家や文化の仕掛け人を入れた庁内における「文化芸術推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、横断的な取組みを行っていきます。

<推進・評価体制>



2 地域性を活かした文化芸術に関する施策の推進

先述したように、酒田市内には劇場である酒田市民会館「希望ホール」と生涯学習拠点施設である酒田市総合文化センター、そして土門拳記念館、酒田市美術館、本間美術館という3つの美術館が文化施設として存在しています。

酒田市の文化芸術分野での地域性としては、まず名誉市民である故加藤千恵氏により戦後の酒田市民の音楽活動の基礎が築かれ、特に市民の間ではクラシック音楽や声楽、オペラなどの西洋音楽文化が盛んな地域であることが挙げられます。また、市内の若者たちは、独自に地域活性のための目的を持って音楽フェスなどを立ち上げたりするなど熱気を持っています。

一方で、酒田市芸術文化協会には、音楽、絵画、造形、写真、舞踊、文芸、工芸など多種多様なジャンルから文化芸術団体が加盟しており、いわば酒田市民による文化芸術人材バンクとも言えます。

以上のような地域性を活かし、かつ文化芸術基本法・劇場法の要請に応えるために、行政は市内にある文化施設を最大限に活用し、多様な知識、経験をもった幅広い層の市民と協力しながら文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく体制を構築していきます。

3 市民との協働、共創、事業者等との連携

文化芸術に関する施策の推進にあたっては、行政は、市民が参画しやすい環境づくりに努め、明確な目的と戦略を持って、社会の課題や市民ニーズに対応した事業の展開を図ることが重要です。また、市民との「協働」により、共に考え、新しい価値を生み出す原動力として、共に育ちあうことが大切です。

市民との協働は、様々な組織や市民との連携が生まれ、ネットワークが広がります。多様な市民が関われる柔軟な組織体制を構築し、既存の地域を横断し、接続する「プラットフォーム」としての機能も有するような展開を目指していく必要があります。

また、事業者とも連携し、共に考え協力しあえるパートナーとなることも新しい価値の創造には大切な視点です。

このようなことから、市民との協働、共創、事業者との連携を強化し、新しい価値観を生み出すエネルギーの創出、文化芸術活動の活性化に向け、「文化のまちづくり推進市民会議」を設置します。

4 文化芸術を担う公益財団等との連携

酒田市の文化芸術を担う公益財団法人として、公益財団法人土門拳記念館、公益財団法人酒田市美術館、公益財団法人本間美術館の3財団があり、専門性を有する施設として酒田市資料館があります。いずれも学芸員や調査員を配置し、専門性を活かした企画展の開催や教育普及活動など多面的な活動を行っています。

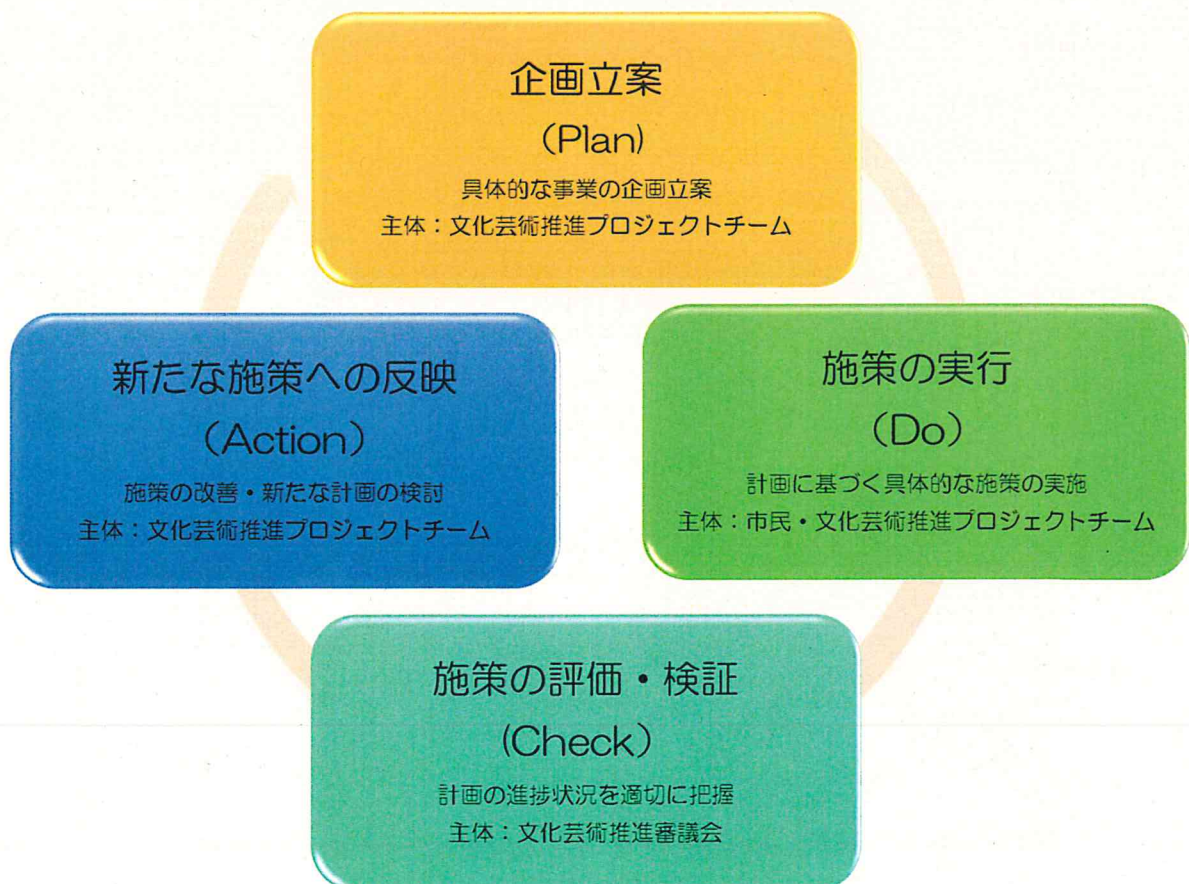
文化芸術による地域の活性化や、様々な施策効果を実現するためには、独自性や質的な価値を追求することが、文化芸術が本来持っている力を引き出し、地域の活性化にも効果や成果へとつながっていきます。

文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術の有効性や可能性を追い求めるための拠点として、美術館などの文化施設が果たすべき役割や機能を、今まで以上に大きく捉えなおす必要があります。文化施設には、文化芸術の振興と文化芸術による地域課題の解決を、事業や運営の両輪として位置づけることが求められています。その際に、美術館などが、文化施設の専門分野を越えて連携し、地域の課題に協働で取り組むことが重要になってきます。

それぞれの財団が持つノウハウを十分に活かしながら、子供から大人まで幅広い年代の市民等に対し、文化芸術に触れる機会を提供し裾野拡大に努めていくとともに、文化芸術のもつ多様性や可能性を拓げる取組みを行っていきます。

第2節 評価体制

酒田市文化芸術推進審議会において、第4章第4節で示した基本的目標に対する評価指標の達成度、効果、その他文化芸術の推進に係る重要事項等について、検証及び評価を行うとともに、次年度以降の事業展開に関して提案を行います。



第3節 計画の見直し

酒田市総合計画が目指すまちづくりに文化芸術の力が輝きをもたらすよう、酒田市文化推進審議会に諮りながら、事業の変更、廃止、追加等を随時行っていきます。

【参考資料】

酒田市が主体の具体的な事業

第4章第1節における20の基本施策に該当する平成28年度に実施された具体的な取組みを掲載しています。

今後、基本目標を達成するために基本的施策を、必要に応じて事業の再編、再構築、新規追加等を行っていきます。

1 文化芸術活動を行う環境の整備	
酒田コミュニケーションポート整備事業	都市デザイン課
コミュニティ振興事業	まちづくり推進課
松山の宝推進事業	松山総合支所
生涯学習推進講座開催事業	社会教育文化課
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業	社会教育文化課
美術館管理事業	社会教育文化課
文化施設長寿命化対策事業	社会教育文化課
写真展示館管理事業	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業	社会教育文化課
史跡旧燈屋修復事業	社会教育文化課
光丘文庫資料保全活用事業	図書館
2 誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備	
酒田コミュニケーションポート整備事業（再掲）	都市デザイン課
市民活動支援事業	まちづくり推進課
地域活動支援センター事業	福祉課
老人クラブ助成事業	福祉課
ブックスタート事業	子育て支援課
地域振興事業	八幡総合支所
地域振興事業	松山総合支所
地域振興事業	平田総合支所
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
ふるさと教育推進事業	社会教育文化課
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業	社会教育文化課

	子ども読書活動推進事業	図書館
3	学校教育における文化芸術活動の充実	
	酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
	未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課
4	将来の文化芸術の担い手の育成	
	酒田コミュニケーションポート整備事業（再掲）	都市デザイン課
	八幡地域文化振興事業	八幡総合支所
	生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
	生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
	美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
	写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
	市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
	酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
	市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
	写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
	文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課
	未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課
5	文化芸術活動を支える人材の育成	
	酒田コミュニケーションポート整備事業（再掲）	都市デザイン課
	コミュニティ振興事業（再掲）	まちづくり推進課
	八幡地域文化振興事業（再掲）	八幡総合支所
	生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
	生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
	美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
	庄内文化賞・阿部次郎文化賞顕彰事業	社会教育文化課
	写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
	土門拳文化賞顕彰事業	社会教育文化課
	市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
	市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
	写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
	文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課
6	市民との協働・共創	
	市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
	酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
	市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課

7 地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり		
	コミュニティ振興事業（再掲）	まちづくり推進課
	地域振興事業（再掲）	八幡総合支所
	地域振興事業（再掲）	松山総合支所
	松山の宝推進事業（再掲）	松山総合支所
	地域振興事業（再掲）	平田総合支所
	生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
	市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
8 文化芸術による国際交流		
	国際交流推進事業	まちづくり推進課
	客船誘致事業	商工港湾課
	地域振興事業（再掲）	八幡総合支所
	青少年国内外交流事業	松山総合支所
	中学生海外派遣事業「はばたき」	学校教育課
9 専門性の高い文化の仕掛け人の配置		
10 文化芸術による社会包摂		
	老人クラブ助成事業（再掲）	福祉課
	ブックスタート事業（再掲）	子育て支援課
	生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
	酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
	子ども読書活動推進事業（再掲）	図書館
11 文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化		
	市民活動支援事業（再掲）	まちづくり推進課
	地域活動支援センター事業（再掲）	福祉課
	地域振興事業（再掲）	八幡総合支所
	地域振興事業（再掲）	松山総合支所
	生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
	生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
	ふるさと教育推進事業	社会教育文化課
12 多様な分野との連携及びネットワークづくり		
	酒田の魅力発信事業	市長公室
	市民活動支援事業（再掲）	まちづくり推進課
	国際交流推進事業（再掲）	まちづくり推進課

地域活動支援センター事業（再掲）	福祉課
客船誘致事業（再掲）	商工港湾課
酒田ゆかりびと交流事業	観光振興課
青少年国内外交流事業（再掲）	松山総合支所
中学生海外派遣事業「はばたき」（再掲）	学校教教育課
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課

1 3 文化財等の地域資源の活用

酒田の魅力発信事業（再掲）	市長公室
国際交流推進事業（再掲）	まちづくり推進課
旧割烹小幡整備検討事業	観光振興課
北前船寄港地交流推進事業	観光振興課
八幡地域文化振興事業（再掲）	八幡総合支所
地域振興事業（再掲）	松山総合支所
松山の宝推進事業（再掲）	松山総合支所
青少年国内外交流事業（再掲）	松山総合支所
地域振興事業（再掲）	平田総合支所
中学生海外派遣事業「はばたき」（再掲）	学校教教育課
土門拳作品保存事業	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課
史跡旧燈屋修復事業（再掲）	社会教育文化課
光丘文庫資料保全活用事業（再掲）	図書館

1 4 酒田らしいまちの景観の創出

山居倉庫周辺整備事業	都市デザイン課
さかたらしい景観づくり事業	都市デザイン課
日和山公園環境整備事業	土木課
旧割烹小幡整備検討事業（再掲）	観光振興課

1 5 文化施設の活用

酒田コミュニケーションポート整備事業（再掲）	都市デザイン課
松山にぎわい創出事業	松山総合支所
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課

市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課
史跡旧燈屋修復事業（再掲）	社会教育文化課
16 伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信	
健康さかた 21 計画推進事業	健康課
食育・地産地消推進事業	農政課
酒の酒田の酒まつり事業	観光振興課
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
17 観光との連携	
酒田コミュニケーションポート整備事業（再掲）	都市デザイン課
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
北前船寄港地交流推進事業（再掲）	観光振興課
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
18 産業との連携	
酒田の魅力発信事業（再掲）	市長公室
客船誘致事業（再掲）	商工港湾課
19 組織体制の強化	
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
20 市民の視点にたった情報発信・広報戦略	
酒田の魅力発信事業（再掲）	市長公室
広報広聴活動推進事業	市長公室
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
土門拳文化賞顕彰事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課

資料2 用語解説（作成中）

資料3 文化芸術基本条例（平成29年度策定予定）



多言語上げ・文字拡大
multilingual
ワイドマップ

くらし

子育て・教育

健康・福祉

住宅・都市環境

文化・スポーツ・交流

産業・観光

市政情報

防災・消防・救急

休日診療

各種相談

キーワードでさがす

検索

募集中

「酒田市文化芸術基本条例（案）」ならびに「酒田市文化芸術推進計画（案）」へのパブリックコメントを募集します
「第7回酒田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」へのパブリックコメントを募集します

お気に入り

新規

登録されているページはありません。

このページを登録する

情報が見つからないときは

「酒田市文化芸術基本条例（案）」ならびに「酒田市文化芸術推進計画（案）」へのパブリックコメントを募集します

現在のページ | [トップページ](#) | [市政情報](#) | [意見公募（パブリックコメント）](#) | [募集中](#)

「酒田市文化芸術基本条例（案）」ならびに「酒田市文化芸術推進計画（案）」へのパブリックコメントを募集します
更新日：2018年1月11日

「酒田市文化芸術基本条例（案）」ならびに「酒田市文化芸術推進計画（案）」へのパブリックコメントを募集します

「酒田市文化芸術基本条例（案）」の骨子

酒田市文化芸術基本条例（案）は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、自由で多様性を認める心豊かな市民生活及び市民が将来にわたり誇りを持って酒田らしさの創造に寄与することを目的とし、策定するものです。

[「酒田市文化芸術基本条例（案）」の骨子（PDF：211KB）](#)

「酒田市文化芸術推進計画（案）」の概要

酒田市文化芸術推進計画（案）は、酒田市総合計画、酒田市教育振興基本計画後期計画を推進していくための別計画の一つとして位置づけ、今後の酒田市における文化芸術に関する施策の方向性を示し、戦略的かつ持続性ある取組みを行い、限られた財源を有効に効率的に使うために策定するものです。

[「酒田市文化芸術推進計画（案）」の概要（PDF：1,053KB）](#)

[「酒田市文化芸術推進計画（案）」の体系図（PDF：717KB）](#)

意見提出様式

「酒田市文化芸術基本条例（案）」ならびに「酒田市文化芸術推進計画（案）」への意見募集について

条例・計画の名称	酒田市文化芸術基本条例（案） 酒田市文化芸術推進計画（案）
意見募集期間	平成30年1月11日（木曜）から平成30年2月1日（木曜）まで
問い合わせ先	酒田市教育委員会社会教育文化課 芸術文化係 〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号 酒田市役所6階 電話：0234-24-2982 ファックス：0234-23-2257 電子メール： art@city.sakata.lg.jp
公表資料	酒田市文化芸術基本条例（案）の骨子 酒田市文化芸術推進計画（案）の概要
公表資料の備え付け場所	酒田市役所2階 行政情報閲覧コーナー 酒田市役所6階 酒田市社会教育文化課 酒田市民会館「希望ホール」 酒田市総合文化センター
意見を提出できる方	1. 本市に住所を有する方 2. 本市に事務所や事業所を有する方 3. 本市の事務所や事業所に勤務する方 4. 本市の学校に在学する方 5. 本市に納税義務のある方 6. 意見募集に係る事業に利害関係を有する方
意見募集様式	別紙の意見提出様式によります。 上記の様式に限らず任意様式で意見を提出いただいてもかまいませんが、様式に記載されている項目について記入するようにしてください。
意見提出先	上記の問い合わせ先に直接お持ちいただくか、郵便、ファックス、電子メールで提出してください。
意見の取り扱い	お寄せいただいたご意見に対する本市の考え方につきましては、整理したうえで公表いたします。ただし、個別の意見に対して直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。 ご記入いただいた個人情報（住所、氏名等）については、適正に管理し、意見の内容に不明点があった場合等の連絡および確認といった目的のみに利用させていただきます。 意見募集結果を公表する際、個人情報は公開いたしません。

意見提出用紙

政策等の名称	酒田市文化芸術基本条例(案) ・ 酒田市文化芸術推進計画(案) <div style="text-align: right; font-size: small;">※意見を述べる政策に○印をお付けください。</div>		
住 所			
氏 名			
電 話 番 号		FAX 番号	
次の区分に 当てはまる ものに○を 付けてください	ア 本市に住所を有する方 イ 本市に事務所または事業所を有する方 ウ 本市の事務所または事業所に勤務する方 エ 本市の学校に在学する方 オ 本市に納税義務がある方 カ 本件に利害関係を有する方		
意見の提出月日	平成 年 月 日	枚 数	枚 (本紙含む)
ご意見を記入してください。 ※ 記入スペースが不足する場合は、別の用紙に記入していただいても構いません。			
○ お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。 ○ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用することがあります。 ○ ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。			
提 出 先			
住 所	〒998-8540 酒田市本町二丁目 2-45 酒田市教育委員会社会教育文化課		
電話番号	0 2 3 4 - 2 4 - 2 9 8 2	FAX 番号	0 2 3 4 - 2 3 - 2 2 5 7
Eメール	fukushi@city.sakata.lg.jp		